

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年10月18日(金)		
開催時間	10:00～13:00		
開催場所	豊島区東池袋1丁目6-4 アットビジネスセンター池袋駅前別館		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	地方議会セミナー(議会における懲罰の範囲と限界)		
講師等の氏名等	(株)廣瀬行政研究所代表 廣瀬和彦氏		
内容・結果等	議会における懲罰の範囲と限界 1. 懲罰の種類と要件 懲罰の種類(地自法135条第1項)(地自法第129条～133条、137条) 地方自治法と会議規則第151条(議会の品位を重んじなければならない) 例:表決をコロコロ変える、複数回注意された場合、退場を命じる場合→除名 傍聴人に対しては、警察官に引き渡しが可能。(129条) 例:私の発言は不穏当ではない(議長から勧告、取消し命令に対して聞かない →懲罰の対象になる)(無礼な言葉:グレイ:冷血漢、血も涙もない等) 陳謝分を読み上げない場合、秘密会議の漏洩等は懲罰の対象になる。 会議規則第151条～158条(スマホ、ペットボトル持ち込み、ネットを見る、配布等) 対象:委員会の閉会中の言動。公開の議場における陳謝、 出席停止:報酬減額、懲罰動議:文書で、①懲罰対象者②理由③要件を満たした 2. 懲罰動議の対象と制約 懲罰の効力:除名と出席停止は議会の議決。戒告は戒告の宣言において 陳謝:陳謝文、出席停止:会期の残存日数(懲罰動議を閉会中の継続審査) 総務省地方自治月報:SNS議長としての一方的な懲罰:要件を満たさない;却下 一抔乱用する場合は、裁判所が適法か不適法で判断する。36団体判例がある 3. 懲罰動議における審議の留意点 秘密会の秘密漏洩と懲罰:議員同士では秘密漏洩にならない。全協を秘密会議に 懲罰特別委員会は総務常任委員会に付託:議決。弁明の機会義務付けではない 4. 処分要求と欠席議員に対する懲罰:当該期間中の期間 5. 懲罰の救済措置:除名議員の再当選(地自法136条)はある ※懲罰と裁判:最高裁判例:出席停止の例がある。戒告と陳謝(東京地裁:及ぶ) 6. 議会外での言動と懲罰は民事、刑事裁判で問う。注意勧告、問責決議等 名古屋高裁:令和4年11月18日判決:議員辞職勧告判決→国賠償法慰謝料6万円 マトメ 議会が懲罰として議員に、除名又は出席停止の処分をした場合、違法に権利を 侵害されたとする者は、総務大臣(都道府県の機関)または都道府県知事(市町村の		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 (円)
	出席者負担金		0
	会費		0
	旅費		0
	宿泊費		0
	合 計	別 紙 明 細	0

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年10月18日(金)		
開催時間	14:00～17:00		
開催場所	豊島区東池袋1丁目6-4 アットビジネスセンター池袋駅前別館		
主催者	(株)廣瀬行政研究所		
研修会等の名称	地方議会セミナー(議会における調査権を活用する～100条調査権を中心に)		
講師等の氏名等	(株)廣瀬行政研究所代表 廣瀬和彦		
内容・結果等	議会における調査権を活用する～100条調査権を中心に 1. 最近における100条調査権行使の現状 事務検査権(98-1)、監査請求権、100条調査権、所管事務調査権 国会は国政調査権、議会の調査権(監視機能・議決権) 2. 100条調査権の目的と対象 実質的な事業に対して調査権を持つ。法人への調査を持つ。応じない場合 どの程度のものが告発できるが現実で起訴されない。 3. 検問検査権と監査請求権の活用 前段として与える→100条調査権 範囲:地自法第199条7項の範囲も含む。 100条調査権の意義と目的:当該事件等の再発防止及び行政の適正執行 現状:①参考人の招致し発言を求めたり、強制力を伴わない記録の提示を求める だけでは調査事項の実態を把握することが困難 ②長と議会との対立の中で政争 ③住民の関心 ④不祥事の再発防止 ・プロポーザル・答弁の真偽・職員の不祥事件・市が絡んだ事業 ・ハラスメント 36団体 告発まで至るまではない。浦安市(告発10万円罰金) 100条調査の罰則:6か月以下の禁固又は、10万円以下の罰金、虚偽の陳述 経費:調査ののち版訳料が高い。調査権:独立権能説、補助権能説 限界:司法権の独立、検察権、執行機関、基本的人権 調査の仕方:執行部の説明・資料提出、執行機関の裁量権逸脱・乱用のみ 記録の提出(議案の提出)実地調査、参考人招致、証人喚問、記録の提出 ①執行部への説明要求:本会議(121条)、委員会(21条) 4. 証人喚問と尋問の留意点～参考人の限界を踏まえて マトメ:平成16年に100条委員会を6か月間開催し38人の証人を招致した経緯がある。 建設工事にかかわる不祥事であったが、結果として調査の記録の議場での報告で 終了したが、執行機関の逸脱と裁量権の乱用があり、行政をただす効果があった。		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 (円)
	出席者負担金		0
	会費		25,000
	旅費		37,600
	宿泊費		8,550
	合 計		71,150